

第4回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会議事録

開催日時：令和2年2月10日(月)17時30分から18時30分まで

開催場所：シニア活動支援センター 洋室1

出席者：木村委員、内田委員、鈴木委員、石渡委員、岩田委員、小林委員（名簿順）

事務局：坂井総務部長、中島人権推進課長、木村人権推進課人権施策推進係長、
板野人権推進課人権施策推進係員

配布資料

- ・第4回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会次第
- ・資料1 「葛飾区人権施策推進指針（改定版）素案」に対する区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果
- ・資料2 葛飾区人権施策推進指針（改定版）案
- ・資料3 主な変更箇所一覧（新旧対照表）
- ・第3回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会議事録

1. 開会
2. 議題

（1）パブリックコメント実施結果について

	(事務局より資料1の説明)
座長	今回のパブリックコメントで非常に実質的な内容を伴った意見が多く寄せられている印象を受けた。
	指針の文章の中にこの内容を盛り込んでほしい、という意見や実施してほしい施策などをこの機会に意見として寄せられている。
	資料1について、意見があれば伺いたい。
委員	番号8の意見は「区、区民、当事者」になっており、区の考え方では「区民、当事者、関係団体」と書いてあるが、「区は」という主語が入っているという前提でよいのか。
事務局 委員	区、区民、当事者、関係団体との協働という考えである。 郵送で受けた意見、窓口で受けた意見はどれか。また「指針の内容には結び付かないと考えられるもの」というのはどういうものだったのか。
事務局	郵送で受けた意見は、「指針の内容には結び付かないと考えられるもの」として分類しているもので、意見の内容が何を意図しているのか不明で、指針（素案）との関係性が認められないため、資料1の意見の中には含めていない。
	窓口の意見は、障害者に関する番号4の意見である。
座長	「指針の内容には結び付かないと考えられるもの」という表現が主観的な印象となっているので表現を再考したほうがよい。

(2) 葛飾区人権施策推進指針（改定版）案について

	(事務局が資料2のP23及び資料3のP2・9番までを説明)
座長	委員から意見があれば伺いたいと思う。 主に前半の部分になるが、非常に重要な追加があったと思う。 特にいじめの部分について、このように認知件数がはっきりと掌握することが出来て、非常に良かったと思う。
委員	いじめの認知件数について、平成30年に急激に増えているが、実態を把握するために区が努力した結果ということか。
事務局	教育委員会で実態把握に努めた結果だと聞いている。 具体的にいうと、指針にも記載している「学校では定期的なアンケート等によるいじめの積極的な認知」というところで、積極的な認知の結果として件数が増加したと聞いている。
委員	では、区の取組の結果ということに記載したほうがよいのではないか。
委員	極端に増えている印象がある。力を入れているからこれだけの数字が増加した、という判断でいいのか。
座長	全国的な傾向としては、いじめ防止対策推進法が施行され、その法律に基づいていじめを掌握しようと取組を強化しており、全国で認知件数が増えている。
	(事務局が資料2のP24以降及び資料3のP2・10番以降を説明)
座長	いずれも非常に重要な表現や内容の充実だと思う。これらの点について意見等はあるか。
委員	P32で「殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害」とあるが「交通犯罪」は普通に使う言葉か。
事務局	この文章は、東京都の人権施策推進指針から引用している。
委員	「暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪」と「殺人」を並べるのは被害を受けるレベルや頻度が違うのではないか。
事務局	「身近に起こり得る」という意味においては、「殺人」は、他と被害を受けるレベルや頻度は違う。
委員	「殺人」というのは言葉のインパクトが強い。「傷害致死」ではどうか。
委員	「傷害致死」は殺人の故意がなく、暴行や傷害の故意の結果、殺してしまったことをいうため、ふさわしくない。
委員	もともと犯罪被害者というのは、殺人の場合を想定しているため、その意味では表現を変える必要はない。 身近な犯罪かどうかではなく、犯罪被害者とその家族への支援という意味では、もっと別の犯罪被害の例を増やしてもよいと思う。
委員	表現としてはおかしくはない。
座長	一般の社会問題としても公判が進んでいるやまゆり事件など話題になっているので、表現については事務局で検討してもらおう。
事務局	頂いた意見を踏まえ、検討する。

座長	現代社会的な問題として、インターネットにかかわる人権問題の部分で、パブリックコメントや議会において意見はなかったか。
事務局	インターネットにかかわる人権問題の部分への意見はないが、同和問題（部落問題）で非常に重要な問題であるとの意見があった。
委員	全体にかかわることだが、それぞれの図の数値は、年度なのか、年次なのか。
事務局	基本的に区で出している数値は年度となっている。意見を踏まえ、年度か年次かを明記するよう修正する。
座長	P23 の黄色い部分の一行目「国・都並びに関係機関等」とあるが、公用語としては不自然なので、「国及び都並びに関係機関」と修正したほうがよい。
事務局	P27 ハンセン病の判決のところは、詳しく追記しているが、出来るだけ正確に記述しようということか。
事務局	内容がある程度わかるように記載をしている。
委員	P39 の施策の方向性で注釈 26 について、「通信手段の多様化」の説明として「Jアラート」「防災情報サービス」は全国的に行っていることで多様化ではない。 もう少し葛飾区での他の対応や Wi-Fi サービスなどの取組を「等」の前に加えた方がよい。情報手段の方法などは様々あり、災害に伴って通信の弱者にどうやって届けるかというのは葛飾区でも考えているはずである。 また津波時にいかに人に伝えるのかを江東5区でも考えているはずである。 もう一点は、P9 の子どもの虐待の記述で「親権者等による体罰禁止規定を～措置が講じられている」という部分の表現が引っかかる。 「親権者等による体罰の禁止規定」というのは措置ではない。 子どもの権利擁護という項目の中の取組として体罰禁止があるというのであればわかるが、措置というと行政処分となるため、違和感がある。
事務局	児童福祉法改正法律案の概要に「所要の措置を講ずる」と書いてあるので、それを「措置が講じられています」としている。
委員	「権利擁護の措置」と言うのだとすると、擁護のための行政処分の措置もあれば、そうじゃないものもあるので、最後「措置」というところが引っかかる。言葉の問題かと思う。
委員	「対応が図られています」ではどうか。
座長	「対応」とか「施策」でよいかと思う。 それでは本日の議題はこれがすべてとなる。 それでは今週、最終的な調整が事務局で行うため、2月12日（水）までに、補足的な意見がある場合はメールで頂くことにする。

(3) その他

座長	(今後の予定について事務局から説明) 本日も含めて4回の会議で委員の皆さんには大変熱心に意見を頂いた。最終的には事務局で調整を行い、3月末には決定をする。 最後に各委員に新しい指針への感想や期待など一つの締めくくりとしてコメ
----	--

委員	<p>ントを頂ければと思う。</p> <p>本当にすごくいい勉強になった。このような委員の経験は初めてであり、人権はとても難しいと感じた。新しい指針の「身近な人権」の項目は、これからの活動にとっても参考になるので、この冊子を活用していきたい。</p>
委員	<p>人権の講習に参加しているが、基本的な内容で、同じことの繰り返しになってしまっている。</p> <p>今回のこのような委員の経験は初めてで、特別な言葉の使い方や普段聞きなれないような言葉など、言葉の理解や使い方に追われていると、内容までなかなか進まないという感じがした。</p> <p>また、ジェンダーやヘイトスピーチなど、年々人権の問題は増え、複雑になっていると感じる。普段やっていることも一つ間違えると人権問題になってしまうこともある。言葉の使い方が本当に難しいと感じた。</p>
委員	<p>委員を務めるにあたり、10年前の指針を見たが、たった10年の間にすごく多様性が認められる社会になっていると感じた。新しい指針にそのような内容を盛り込んだのはよかったと思う。</p>
委員	<p>指針とのかたちなので、抽象的なものになりがちなもの具体的な内容になるように気を付けた。新しい指針では、具体的なものが書き込まれており、懇談会での議論や事務局の努力によるものかと思う。</p> <p>指針を作るにあたり、関係各課の職員も出席していたので、葛飾区の様々な部署も関わって議論できたことがよかった。</p> <p>指針策定して終わりではなく、これが始まりとして、行政職員研修等で使ってもらいたい。</p> <p>公務員は人権を守っていくというのが憲法遵守義務にもあり、常に人権を忘れないように、手元においてほしい。また、様々なところに人権が関係していると声を出して広げてほしいと思う。自分たちも委員として声を出していければと思う。</p>
委員	<p>人権課題が広がりをもっているというのは、様々な社会的な背景をもっている人がいろいろな意味で声をあげ、暮らしやすい社会をつくりたいという願望が込められているからこそであり、そのような意味では、課題が増えているというよりは、より良い社会を作っていくためには、当然のことだと思う。</p> <p>災害の問題が柱として入っているというのは非常に大きいと思う。葛飾区の指針の一つの特徴となって、他にも波及していくようなことだと思うので、ここで議論したことが広がっていくと期待している。</p> <p>行政職員にきっちり学んでもらい、区民に広め、より良い葛飾区になっていくための一つの指針として、しっかり活用してもらいたい。</p>
座長	<p>現行の指針に比べ、かなり斬新な内容の指針を作ることができたのではないかと感じている。極めて今日的な課題を盛り込み、大胆に現代的用語も使いつつ、社会性のある指針ができたのではないかと思う。</p> <p>また、当該指針の策定過程は、人権担当部局が福祉部局や教育委員会等と横断的に調整を行い、区の中でコンセンサスを形成したという意味で重要な機会であったと思うので、この機会に、関係部局相互の横断的な連携をしっかりと</p>

事務局	<p>りとしたものにしてほしい。さらに、指針を策定することは、それを推進する行政機関の体制を充実する貴重な契機となるので、この機会に体制充実を図り、人権施策の取組が一層進むことを非常に期待している。</p> <p>4回に通して、様々な意見を頂くことで事務局だけでは作れない指針となったと感じている。これを始まりとして人権意識の浸透や人権課題解決の推進に向けて、一層努力していきたいと思う。</p> <p>またこの策定を通じて、改めて関係各課の職員にも自分たちの仕事の人権と深くかかわっていることを意識してもらえたと感じる。これを更に進め、全ての役所の仕事の人権と深く関わりがあるということを根底に職員一人一人が仕事をしていけたらいい。</p> <p>その働きのためにも、職員への人権研修や区民へ人権啓発を行う際は新しい指針を使っていきたいと思う。</p>
-----	---

以上